

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により告示する。

令和7年（2025年）5月9日

下関市長 前田 晋太郎

記

- 1 業 務 名 令和7年度下関市中学生米国派遣研修 訪問団派遣業務
- 2 業務内容 別紙1「仕様書」のとおり
- 3 委託期間 契約締結の日から令和7年（2025年）12月26日まで
- 4 入札参加条件
 - （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - （2）この公告の日から入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - （3）令和7年5月1日現在における下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の業種（大分類：運送・旅行、小分類：旅行代理及び旅行業）に登録があること。
 - （4）本委託業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。
 - （5）過去10年の間に国または地方公共団体その他公共団体と同種の契約を2回以上締結し、これらすべてを誠実に履行していること。
 - （6）別紙1「仕様書」中、「（3）添乗員の手配」①を満たす添乗員を手配できること。

5 入札参加資格確認申請方法

本入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」（様式1）に次に掲げる書類を添付し、下関市総合政策部国際課（〒750-0018 下関市豊前田町3丁目3番1号 海峡メッセ下関6階）に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）し提出すること。なお、申請書類等は返却しない。

【添付書類】

「4 入札参加条件」（5）及び（6）の内容が確認できる書類

6 入札参加資格確認申請書 提出期限

令和7年（2025年）5月23日（金）正午までとする。

なお、申請書および添付書類が不備の場合、また受付期限を経過した場合は受理しない。

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書」（様式2）により通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、「入札参加資格確認通知書」（様式2）を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を国際課に持参することにより、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

8 契約条項を示す日時及び場所

（1）日 時 公告日から令和7年（2025年）5月23日（金）正午まで

（2）場 所 下関市総合政策部国際課及び下関市ホームページ

9 質問の方法

（1）本入札に関する質問は、メール又はFAXによること。

（2）質問の期限は、令和7年（2025年）5月23日（金）正午までとする。

（3）質問の回答は、速やかに質問提出者のみに回答する。

（4）問い合わせ先 下関市総合政策部国際課

Email:sskokusa@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

Fax:083-231-9654

10 入札方法

（1）持参により行う。

（2）入札において使用する入札書は、「入札書」（様式3）を使用すること。

（3）入札書に記載する入札額は、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）を記載すること。

（4）代理人をして入札させるときは、「委任状」（様式4）を提出すること。

11 入札日時等

（1）入札日時 令和7年（2025年）5月30日（金）午前11時

（2）入札場所 下関市豊前田町3丁目3番1号 海峡メッセ下関6階
下関市総合政策部国際課

12 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日「入札参加資格確認通知書」（様式２）と併せて通知する。

13 その他

- （１）入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- （２）入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは入札に参加できない。
- （３）入札参加資格確認申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。
- （４）入札において、事故が起きた時や不正な行為があると認められたときは入札を中止し、または延期する場合がある。
- （５）次に掲げるもののいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
 - エ 無権代理人又は１人で２人以上の代理をした者がしたもの
- （６）落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなった時、又は指名停止措置を受けた時は、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- （７）入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、「消せるボールペン」等の訂正が容易にできる筆記用具等は使用しないこと。

以 上